附則第十四条第二項中「区域で」を「区域のうち」に、「もの」を「区域」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項第二号中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に、「第六十八条の九第八項第六号」に改め、同条第四項中「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を削り、「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項中「設備又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充塡するための設備で」を「設備で」に、「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第十五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「又は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。以下この項において「総合効率化事業者」という。）が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日（総合効率化事業者にあつては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日）までの間（以下この項において「製造等対象期間」という。）内に、「ものを、取得して、又は」を「ものを、取得して、若しくは」に、「には、当該車両に対して」を「又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両（改良された車両にあつては、当該車両の当該改良された部分に限る。以下この項において同じ。）に対して」に、「にかかわらず、当該」を「にかかわらず、これらの」に、「に限り、当該」を「に限り、これらの」に、「又は総合効率化事業者が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該」を「が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの」に改め、同条第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十六項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十四年三月三十一日まで」に、「災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された」を「次の各号に掲げるケーブル等設備（に、「道路その他の」を「道路その他これに類するものとして」に、「緊急輸送道路」を「道路等」に改め、「除く」の下に「。）をいう。以下この項において同じ」を加え、「設備に対して」を「ケーブル等設備に対して」に、「限り、当該設備」を「限り、当該ケーブル等設備」に、「の三分の二（同法第三十七条第一項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設するために新設した当該設備にあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）の」を「に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一　道路法第三十七条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する道路の占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備　二分の一

二　災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路等の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（前号に掲げる設備を除く。）　四分の三

附則第十五条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第三十六項から第四十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「十二分の十一」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第二十九項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十八項中「第四十項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「平成三十年度」を「平成三十二年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十二項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。）が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

附則第十五条に次の二項を加える。

49　福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該対象特定公共施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

50　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に同法第十五条の規定により同法第二条第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十条第一項第一号に規定する土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二条第三項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条第二項第二号に規定する当該土地使用権